

国税庁からのお知らせについて（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、**至急の情報**であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。なお、以下の情報については、本会ホームページの会員向けトピックスにも掲載がございますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

（国税庁）

●. 令和4年3月14日（月）に発生したe-Taxの接続障害について

令和4年3月14日に発生したe-Taxの接続障害について、以下のとおり当該接続障害により期限内の申告が困難な場合の対応が公表されました。

所得税及び復興特別所得税、贈与税については、3月15日が確定申告の期限であるため、このe-Taxの障害により期限内の申告が困難な場合には、本日中※1に書面により提出いただくか、個別に申告期限を延長して、後日提出※2していただくことができます。

※1 郵送等により提出される場合は、通信日付印（消印）が3月15日であれば申告書の提出日は3月15日とみなされます。

※2 後日提出される場合は、[こちら](#)を参考に、申告書に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」である旨記載してください。この方法による方法による延長申請ができる期間については障害が解消した後に改めてお知らせいたします。

※3 [新型コロナウイルス感染症の影響により期限内に申告が困難な場合の対応は、こちらをご覧ください。](#)

（参考） [e-Tax ホームページ](#)

令和4年3月15日
情報システム部長 水庭 清隆